

平成29年度喀痰吸引等研修（第一号研修・第二号研修）基本研修取扱要領

1. 研修の目的

奈良県において、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条に基づく喀痰吸引等研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）（第一号研修・第二号研修）を実施し、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等（介護福祉士を含む。）を養成する。

2. 実施主体

奈良県（公益財団法人 介護労働安定センターに委託して実施）

3. 研修の対象

次の（1）から（4）の条件を全て満たす者で所属の長が認める者

（1）県内の次の事業を行う施設・事業所等に勤務している介護職員等であること

- | | |
|----------------------------|----------------|
| ① 介護老人福祉施設 | ② 介護老人保健施設 |
| ③ 特定施設入居者生活介護 | ④ 認知症対応型共同生活介護 |
| ⑤ 短期入所生活介護 | ⑥ 通所介護 |
| ⑦ 訪問介護 | |
| ⑧ 障害者（児）施設等（医療施設を除く。） | |
| ⑨ その他喀痰吸引等を必要とする利用者等がいる施設等 | |

（2）研修の全課程を、確実に受講できること

（3）受講者が所属する施設又は事業所に、喀痰吸引等が必要な利用者がいること、又は受け入れる予定があること

（4）自らが勤務する施設等において実地研修の受講が可能な者

なお、実地研修の実施については、国が実施した（A）指導者養成講習又は（B）奈良県指導者養成講習、（C）各地方厚生局指導のもと、行われる医療的ケア教員講習会を修了した保健師・助産師・看護師（准看護師を除く）（介護職員等の指導及び評価を行う。以下「指導看護師等」という。）が確保されていることが必要

4. 募集定員

100名

（応募者数が定員を上回る場合は、受講できない場合がある。なお、今回の受講決定に際しては、喀痰吸引等を必要とする利用者が、現に利用している施設等に勤務する介護職員等を優先的に取り扱うこととする。）

5. 研修課程及び研修の実施方法等

（1）研修課程において介護職員等が行うことが許容される医行為の範囲

① たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

口腔内・鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする。

② 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

胃ろう、腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブ挿入状態の確認は、指導看護師等が行う。

(2) 研修課程

① 基本研修（講義50時間、筆記試験、演習）

別添日程表のとおり。

② 実地研修

実地研修の受講は、基本研修の講義部分について知識が習得されていることが筆記試験により確認され、かつ、演習について評価基準を満たした介護職員等を対象とする。

ア 医師及び看護職員との連携並びに役割分担による的確な医学管理体制を確保するために、実地研修を実施する上で必要となる次の条件が充足されること。

(1)医師の承認	利用者の状態像を踏まえ、実地研修指導講師の指導の下で研修受講者が喀痰吸引等を実施可能かについて、医師の承認を得ること。
(2)利用者・家族等の同意	利用者（利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等）に喀痰吸引等の実地研修の実施と当該施設・事業所の組織的対応について説明し、実地研修指導講師の指導の下、介護職員等である研修受講者が当該行為について実地研修（実習）を行うことについて書面により同意を得ること。
(3)医師の指示	研修受講者による喀痰吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けること。 文書による指示を行う医師は、施設の場合は配置医や嘱託医、在宅の場合は利用者のかかりつけ医等を特定し、利用者の身体状況の変化等にも継続的に対応できるよう努めること。
(4)医師及び看護職員との連携並びに役割分担による的確な医学管理	研修受講者による喀痰吸引等の実地研修について同意を得た利用者（以下「実地研修協力者」という。）の状態について、医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）による確認を定期的に行い、当該実地研修協力者に係る心身の状況に関する情報を研修受講者と共有することにより、医師又は看護職員及び研修受講者の間における連携を確保するとともに、当該医師又は看護職員と研修受講者との適切な役割分担を図ること。
(5)計画書の作成	実地研修協力者の希望、心身の状況及び医師の指示を踏まえて、医師又は実地研修指導講師及び研修受講者との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容その他の事項を記載した計画書を作成すること。
(6)医師への実施状況の報告	実地研修の喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。

(7)緊急時の連絡体制	<p> 実地研修協力者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくこと。 </p>
-------------	--

イ 実地研修の類型

<p style="text-align: center;">第一号研修</p> <p style="text-align: center;">①から⑤の類型<u>全て</u>を実施</p>	<p style="text-align: center;">第二号研修</p> <p style="text-align: center;">①から⑤の類型の<u>いずれか又は複数</u>を実施</p>
<p>① 口腔内の喀痰吸引</p> <p>② 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p>③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p>④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p>⑤ 経鼻経管栄養</p>	<p>① 口腔内の喀痰吸引</p> <p>② 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p>③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p>④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p>⑤ 経鼻経管栄養</p>

ウ 実地研修の評価

指導看護師等は、実地研修における評価の結果を奈良県健康福祉部長寿社会課に評価後、10日以内に提出しなければならない。

(3) 研修日程等（別添日程表参照）

①基本研修

※ いずれの日程となるかは、後日送付する受講決定通知書に記載する。
（日程の希望は受付不可）

②実地研修

ア 期 間：基本研修終了後、指導看護師等が指定する期間

イ 実施場所：原則として勤務先の施設等

6. 修了証書

研修の全課程（基本研修、実地研修）を修了した受講者に対し、修了証書を交付する。
 基本研修の各講義における遅刻・早退等について、欠席とみなした場合は修了証書を交付しない。

7. 受講申込み及び受講決定

(1) 受講申込み

別紙様式1に必要事項を記載のうえ、平成29年10月27日（金）までに奈良県健康福祉部長寿社会課あて送付（郵送）すること。

(2) 受講決定

受講決定の通知は、各勤務先及び各関係団体あてに連絡する。

8. 受講経費

(1) テキスト等資料代（基本研修初日に持参）

2, 160円（お釣りのないよう用意すること。）

(2) 研修会場への旅費及び滞在費等は受講申込者が負担すること。

9. 留意事項

研修会場へは公共交通機関を使用すること。

10. その他

実務者研修（医療的ケア）修了者は、本基本研修（講義・演習）について一律免除する。

実務者研修（医療的ケア）修了者は、実地研修修了報告書の提出時に、実務者研修修了証明書を県に提出することをもって、喀痰吸引研修（第一号・第二号研修）の全課程を修了したか否か審査することとする。

（「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引関係）（平成23年11月社援発第1111第1号）の第5登録研修機関2（4）研修の一部履修免除による。）